

登別市乳幼児等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に規定するもののほか、乳幼児等に対し医療費の一部を助成し、もって乳幼児等の健康増進と健やかな育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額との合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者、組合員又は加入者の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人その他の者で現に乳幼児等と生計をともにし、世帯を同じくしている者をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、登別市の住民基本台帳に登録されている乳幼児等で医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者の被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている乳幼児等
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等
 - (3) 所得の額が、規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等
 - (4) 登別市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第29号）による医療費の助成を受けることができる者
 - (5) 登別市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第28号）による医療費の助成を受けることができる者
- （申請及び登録）

第4条 対象者が医療費の助成を受けようとするときは、当該保護者は規則で定めるところにより、市長に申請し、乳幼児等医療費受給資格の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、この条例による医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、受給資格者として、登録をするとともに、当該保護者に対し、規則で定める受給者証を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第6条 受給資格者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（助成額）

第7条 この条例による助成の額（以下「助成額」という。）は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額とする。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までのものにあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限る。

2 市長は、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。ただし、市長は、当該医療費に対し付加給付がある場合は、助成額と付加給付に相当する額との合計額を保険医療機関等に支払うものとする。この場合、市長は、当該付加給付に相当する額を、保護者から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、助成額を保護者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格者の氏名、住所又は加入している医療保険の種類等を変更したとき。

(2) 第2条及び第3条の規定に該当しなくなったとき。

(資格の喪失)

第10条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による受給資格を喪失するものとする。

(1) 第2条第1項及び第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利はこれを他人に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 偽りその他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (昭和48年条例第10号)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和48年規則第22号で昭和48年9月1日から施行)

2 この条例は、国が乳幼児医療費の助成制度を実施した場合は、当該実施した月の前月までに限り効力を有する。

附 則 (昭和48年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第29号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第15号) 抄

(施行月日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成6年条例第33号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(登別市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例第7条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成10年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第34号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（登別市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第3号の規定は、平成13年10月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の登別市乳幼児医療費助成条例第3条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、改正後の条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第22号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第12号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第38号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）抄

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

登別市乳幼児等医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市乳幼児等医療費助成条例（昭和48年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第7条第1項による一部負担金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯全員が市民税非課税者の場合 初診時一部負担金（初診1件につき、医科受診にあつては580円、歯科受診にあつては510円）
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の高確法に規定する後期高齢者医療被保険者が高確法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項の規定にかかわらず、12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第2号に該当する場合であつて受給資格者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担したときは、一部負担金に当該基本利用料を加算した額で一部負担金を算定するものとする。

(所得の額等)

第2条 条例第3条第1項第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において準用する同令第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）とする。

2 条例第3条第1項第3号に規定する所得の範囲は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条の規定によるものとする。

3 条例第3条第1項第3号に規定する所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。

(受給資格の登録申請)

第3条 条例第4条の規定による受給資格の登録の申請は、別記第1号様式の乳幼児等医療費受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）及び別記第1号様式の2の乳幼児等医療費受給資格登録世帯調書（以下「世帯調書」という。）により行わなければならない。

2 前項の登録申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 医療保険各法（条例第2条第3項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）による被保険者又は被扶養者たることを証明する書類（以下「被保険者証」という。）

(2) 条例第3条第1項第3号に規定する保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類

(3) 受給資格者の属する世帯全員が市民税非課税者の場合は、世帯全員が市民税非課税者であることを確認できる書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（登録の承認の可否）

第4条 市長は、前条の登録申請書及び世帯調書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、登録することに決定したとき、又は登録を承認しないことを決定したときは、別記第2号様式の乳幼児等医療費受給資格登録承認、不承認通知書により当該登録申請者に通知するものとする。

（受給者証）

第5条 市長は、前条の規定により受給資格者として登録をした者に対し、別記第3号様式の乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 保護者は、受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、別記第4号様式の乳幼児等医療費受給者証再交付申請書により行わなければならない。

3 受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から同月31日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 前項の更新は、乳幼児等医療費受給資格更新申請書（別記第11号様式。以下「更新申請書」という。）により行うものとする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、受給資格者の資格要件を公簿等により確認できるときは、更新申請書に代えて乳幼児等医療費受給資格更新申請関係処理簿（別記第12号様式）により受給者証の更新をすることができる。

6 市長は、第4項による申請があったときは、その内容を審査の上、資格の認定の可否を決定し、第4条の例により当該申請者に通知するものとする。

（高額療養費等の徴収）

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定による助成額に医療保険各法の規定による高額療養費、付加給付金及び高額介護合算療養費並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付（以下「高額療養費等」という。）に相当する額を含

めて助成したときは、市長が助成した額を限度として、高額療養費等に相当する額の助成金を受給資格者又は保護者から徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず受給資格者及び受給資格者の加入する医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者並びに保護者（以下「受給資格者等」という。）から高額療養費等の受領に関する委任を受けたときは、保険者又は独立行政法人日本スポーツ振興センターから高額療養費等の支払を受けることができる。

（保護者への支払）

第6条の2 条例第8条第2項に規定する市長が特別な理由があると認めたとときは、次に掲げるときとする。

- （1）受給資格者又は保護者が、保険医療機関等（条例第6条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）に受給者証を提示しないで受診する等の理由により医療費を直接保険医療機関等に支払ったことが明らかであるとき。
- （2）受給資格者又は保護者が、第1条の2第2号に規定する額を超えて支払ったことが明らかであるとき。
- （3）受給資格者又は保護者が第6条第1項の助成金を支払わないとき、受給資格者等が高額療養費等の申請に同意しないときその他条例及びこの規則の施行上受給資格者に係る医療費を保険医療機関等に支払うことが不相当であると市長が認めたととき。

（助成金の支払等）

第7条 条例第8条第1項の規定による助成金の支払は、保険医療機関等が別記第6号様式の医療費助成金請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による助成金の支給は、医療費の助成を受けようとする者が別記第7号様式の乳幼児等医療費助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に保険医療機関等が発行する領収書を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（基本利用料の限度額及び負担割合等）

第7条の2 条例第7条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項に規定する額とする。ただし、同項第2号に掲げる者については、同項第1号に定める額による。

（助成金の交付の決定等）

第8条 市長は、第7条の請求書及び申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、乳幼児等医療費及び取扱手数料交付決定通知書（別記第8号様式）又は乳幼児等医療費助成金交付決定通知書（別記第13号様式）により、当該請求者又は申請者に通知するものとする。

（届出）

第9条 条例第9条の規定による届出は、別記第9号様式の乳幼児等医療費受給資格内容変更届出書又は別記第10号様式の乳幼児等医療費受給資格喪失届出書に受給者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合において、その内容を公簿等により確認できるときは、職権により受給資格の変更又は喪失をすることができる。なお、職権により受給資格の喪失を行った場合は、乳幼児等医療費受給資格喪失通知書（別記第14号様式）によりその旨を保護者に通知するものとする。

（受給者証の返還）

第10条 条例第10条の規定による受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（第三者の行為による被害の届出）

第11条 保護者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を第三者行為に関する被害届出書（別記第5号様式）により、直ちに市長に届け出なければならない。

附 則（昭和48年規則第23号）

この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第33号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第48号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

（登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

5 この規則の施行の際この規則による改正前の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定に基づいて作成された様式の様式で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第45号）

この規則は、平成9年8月11日から施行する。

附 則（平成10年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条中登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第2条及び第2条中登別市母子家庭等医療費助成条例施行規則第2条の規定

並びに第3条中登別市乳幼児医療費助成条例施行規則第2条の改正規定は平成13年10月1日から、第4条中登別市老人医療費助成条例施行規則第3条（「条例第3条第1項第3号」を「条例第3条第1項及び同項第3号」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は平成13年7月1日から施行する。

（登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に登別市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例（平成13年条例第6号）附則第4項ただし書の受給資格を有していた者に係る受給者証の検認又は更新については、第3条の規定による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定、第2条の規定による登別市母子家庭等医療費助成条例施行規則の規定及び第3条の規定による登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成13年9月1日から適用する。

附 則（平成14年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第30号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第27号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は公布の日から施行し、平成18年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則第1条の2第2号、登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第1条の2第2号及び登別市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第1条の2第2号の規定は、適用日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、平成18年4月1日から適用日前までに受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第25号）抄

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第39号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第42号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 登別市の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた登別市の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

乳幼児等医療費受給資格登録申請書

登別市長 様 年 月 日

保護者	住所	登別市 町 丁目 番地	電話	() —
	氏名	印	続柄	

次のとおり乳幼児等医療費受給資格の登録を受けたいので申請します。
 なお、受給に係る資格の認定に必要な私及び私の世帯員の所得及び住民税の課税状況について、公簿による確認を承諾します。

受給者番号	北-30 第 号				
対象者	ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	氏名		生年月日	年 月 日(歳)	
	住所	登別市 町 丁目 番地			
	主たる生計維持者の氏名	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ <input type="checkbox"/>	対象者の続柄	扶養人数 人	
受給資格要件の状況	種別				
	医療保険	名称	番号		
	被保険者証	記号	番号		
	被保険者氏名	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ <input type="checkbox"/>			
	資格取得年月日	年 月 日			
	所得金額	円	控除額	円	審査対象所得額 円
申請理由	<input type="checkbox"/> 出生のため <input type="checkbox"/> 他市区町村から転入したため <input type="checkbox"/> 所得金額が制限額未満となったため <input type="checkbox"/>		添付書類	<input type="checkbox"/> 医療保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の所得の状況に関する書類 (<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/>	
資格審査	確認事項	該当	非該当	確認状況	決裁 起案日(公簿等確認日) 年 月 日
		住基台帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		医療保険	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所得金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
審査結果	<input type="checkbox"/> 該当	自己負担	<input type="checkbox"/> 初 <input type="checkbox"/> 課		受付印
		対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 非該当	理由	<input type="checkbox"/> 所得制限額超過 <input type="checkbox"/>		入力 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
		非該当通知	年 月 日付通知		